

## 令和6年度 岩泉町奨学生募集要項

岩泉町では、将来町発展に寄与する有能な人材を育成することを目的とし、優れた資質と向上心を持ちながら経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学資金の貸付を行っています。

この貸付を受けるための手続き等については、下記に記載してありますので、希望される方は熟読のうえ出願してください。

### 【受付期間】

令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで

### 【申請及びお問い合わせ先】

〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋21番地1

岩泉町教育委員会事務局教育指導室（岩泉町民会館内）

電話 0194-22-2111（内線507）

## 1 申請資格

次のいずれにも該当する方が申請できます。

- (1) 奨学資金の貸付を受けようとする方又はその保護者のいずれか一方が、岩泉町に3か月以上住所を有し居住している方
- (2) 令和6年4月に次の学校に進学又は在学する方
  - ① 高等学校等  
高等学校、高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）
  - ② 大学等  
大学、短期大学、大学院、高等専門学校（4～5年）、修業年限が2年以上の専修学校（専門課程）
- (3) 学資の支弁が困難である方
- (4) 心身ともに健康で、申請段階で在学する学校の学業成績の評定（5段階評価）が平均3.5以上に該当する方
- (5) 奨学資金の貸付を受けようとする方又はその方と生計を同一にする方が、町税等を1年以上滞納していないこと。

## 2 連帯保証人

申請には、次に掲げる2名の連帯保証人（町税を滞納していない方に限ります。）からの同意と署名が必要です。連帯保証人は、将来、奨学生と連帯して債務を負担することになります。

- (1) 貸付を受けようとする方の保護者
- (2) 独立して生計を営み、奨学資金の返還について支払能力を有する方のうち、町長が適当と認める方

### 3 貸付人数と貸付金額

区 分	募集人数	貸付月額
高等学校等	3名程度	20,000円以内で希望する額
大学等	7名程度	60,000円以内で希望する額

### 4 出願手続

出願する場合は、次の書類が必要となります。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 家庭状況等調書
- (3) 奨学生推薦調書（様式第2号）

※大学や専門学校等に在学中で申請する場合は、①大学や専門学校等の成績証明書と②在学証明書を提出お願いします。

- (4) 戸籍謄本
- (5) 健康診断書（様式第3号）
- (6) 所得証明書
- (7) 印鑑証明書

### 5 申請受付期間

令和5年11月1日（水）から11月30日（木）まで  
教育委員会事務局又は役場各支所で受け付けます。

### 6 成績の基準について

成績の基準について、第2～3学年の平均評定が3.5以上の者とする。

### 7 学資の支弁が困難の程度について

世帯の認定所得金額（※）が、下欄の収入基準額以下であること。

世帯人員	高等学校奨学生	大学等奨学生
1	1,430,000	1,600,000
2	2,290,000	2,540,000
3	2,640,000	2,950,000
4	2,860,000	3,200,000
5	3,070,000	3,440,000
6	3,250,000	3,620,000
7	3,410,000	3,800,000

※（認定所得金額）＝（世帯の合計所得金額）－（特別控除金額）

### 8 貸付の決定

出願書類により、学業・人物・家計等について審査し、決定します。

## 願書の記入について

願書等は選考する上で大切な資料となりますので、事実をありのまま記入してください。

### 1 奨学生願書

連帯保証人は貸付を受けようとする方の保護者と、独立して生計を営み、奨学資金の返還について支払能力を有する方を選定してください。

本人・連帯保証人の欄は各々が自署し、連帯保証人の印鑑については印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

### 2 家庭状況等調書

#### (1) 「志望校」の欄

必ず記入してください。志望校への入学が貸付審査の判断要件になります。

#### (2) 「希望事項」の欄

貸付種別には「高校等」「大学等」を記入してください。貸付期間は志望校または在学校の正規の就業年限です。

#### (3) 「連帯保証人」の欄

奨学生願書と同じ方になります。

#### (4) 「本人及び家族の岩泉町奨学資金貸付状況」の欄

現在、家族の中で岩泉町奨学資金の貸付を受けている方及び返還中の方がいる場合は記入してください。

また、「大学等」の貸付を希望する方で、高等学校在学中に貸付を受けている場合も記入してください。

#### (5) 「生計を同一にする家族及び年収等」の欄

生計を同一にしている方は、同居・別居を問わず全員記入してください。

家族の氏名欄が足りなくなった場合は、補助用紙を使って記入してください。

「続柄」…出願者からみた関係を記入してください。

「年齢」…満年齢で記入してください。

「勤務先」…学生は「学校名」を記入してください。

##### ① 給与所得者

所得証明書と同じ金額を記入してください。

##### ② 事業（商業・工業・林業・水産業）所得者

売上（収入）金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを記入してください。

##### ③ 農業・その他の所得者

収入金額から必要経費（収入を得るために実際に消費した分）を差し引いたものを記入してください。

#### (6) 「資産の状況」の欄

生計を一つにする家族が所有する資産を種別ごとに面積を記入してください。

#### (7) 「奨学資金を必要とする理由」の欄

奨学資金を必要とする理由を具体的に本人が記入してください。

### 3 奨学生推薦調書

現在高等学校・中学校に在籍している者は在籍している高等学校・中学校の校長の推薦が必要です。

現在大学や専門学校等に在籍している者は、①大学や専門学校等の成績証明書と②在学証明書の提出をお願いします。

大学等・高等学校・中学校に在籍していない者は、最終の在籍していた大学等・高等学校・中学校の校長の推薦が必要です。

推薦調書は学校長から岩泉町長あて封印親展扱いとしてください。(開封したものは無効とします。)

### 4 戸籍謄本

本人と保護者の続柄が確認できるものを提出してください。

### 5 健康診断書（様式第3号）

様式第3号を提出してください。なお、学校や事業所の健康診断でこの様式の内容を概ね網羅できる内容である場合は、この様式に代えて提出することができます。

※令和5年度以内に受診した健康診断書が有効となります。

### 6 所得証明書

連帯保証人となる2名分を提出してください。（役場町民課、各支所で交付）

### 7 印鑑証明書（役場町民課戸籍住民室又は各支所で申請してください。）

連帯保証人となる2名分を提出してください。（役場町民課、各支所で交付）

### 8 奨学金の返還について

奨学資金の返還は無利子とし、貸付の終了又は廃止した月の翌月から6か月経過した後（繰上げ返還をする場合を除く）に、貸付総額に応じた期間内に返還していただきます。

奨学資金の貸付総額	返還年数
750,000円以下	6年以内
750,001円以上1,500,000円以下	8年以内
1,500,001円以上2,000,000円以下	10年以内
2,000,001円以上2,500,000円以下	12年以内
2,500,001円以上3,000,000円以下	14年以内
3,000,001円以上4,000,000円以下	16年以内
4,000,001円以上	18年以内

【返還例】大学進学のため月額6万円を借り受け、4年制大学を卒業した場合

貸与月額	貸与総額	月賦金額	返還回数
60,000円	2,880,000円	17,100円 (最終回のみ7,200円)	168回 (14年)

## 9 岩泉町奨学資金返還免除制度について

岩泉町への定住化を促進するために、下記の全てに該当する方は在住期間中の返還が免除になる制度があります。

- (1) 岩泉町内に住所がある方。
- (2) 岩泉町内で働いている方もしくは働く予定の方、または町外で働いていても町民税を納めている方。